

平成25年11月27日(水)衆・内閣委における答弁(未定稿)

○塩川議員 残りの時間で天下りへの問題をお尋ねいたします。

2011年の7月と10月、この内閣委員会で私は、国土交通省の天下りあっせん疑惑の問題を取り上げました。国交省のOBからの告発に基づいて、国土交通省の前審議官の天下りあっせん疑惑について追及をしたわけであります。国交省は、この疑惑について調査委員会の設置をしましたが、結論はいずれもシロという判定で、この前審議官は、その後の事務方のトップであります事務次官に就任をいたしました。その後、この案件は再就職等監視委員会の調査を行う案件となりましたが、再就職等監視委員会委員長にお尋ねいたします。この天下りあっせんの違反行為があったのかどうか、この点についてお答えいただけますか。

○羽柴委員長 お答えをいたします。御指摘のとおりであります。当委員会は、海技振興センターの事案及び日本民営鉄道協会の事案、この二つの事案において、国土交通省の元職員が、在職中に国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為を行ったという事実を認定いたしました。その事実を本年3月26日に公表いたしております。

○塩川議員 ですから、クロという判定を監視委員会が行ったわけであります。そこで稲田大臣にお尋ねいたしますが、国公法にはあっせん違反行為などに対する罰則はありませんが、こういったあっせん違反行為についてはどのような対処、処分を行うことになるのでしょうか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 国家公務員の再就職に関して、平成19年の国家公務員法改正により、癒着につながりかねない行為、あっせん、働きかけ等を直接的に規制するとともに、規制違反行為に関する監視体制を整備したところであります。

再就職等監視委員会による監視のもと、現行の再就職規制を厳格に運用していくことで、天下りを根絶していきたいと思っております。

今の先生の御指摘が、あっせん行為違反に対して刑事罰を導入すべきという御主旨であれば・・・

○塩川議員 そういうことではない。現行どうなっているのかという。

ですから、懲戒処分により対応するということですね。そこで、国土交通省にお尋ねいたします。前事務次官が国公法違反行為を認定されたわけですが、国土交通省としては、この件についてどのような措置を採ったのでしょうか。

○武藤国土交通省大臣官房長 委員御指摘のように、今年の3月26日に再就職等監視委員会より、元国土交通事務次官に国家公務員法上の再就職規制違反行為があった旨の調査結果が通知されたところでありまして、まず、この結果につきましては真摯に受け止めているというところでございます。

まず、当事者である元次官に対しましては、調査結果を受けて、同日、3月26日に、私の前任である官房長から調査結果を伝えた上で、今後は元職員として、再就職規制を遵守するように注意を促したところでございます。

それから委員会の方からは、意見ということで、職員あるいは元職員に対して、この法規制についての周知を図るよというということで、それぞれ職員、元職員に対する周知徹底を図ったところでございます。

○塩川議員 もうOBですから、OBとして規制に係ることについて注意してねと言っただけで、具体的な処分もないわけでありまして。これは国土交通省が、元々建設省と運輸省が一緒になりました。この元事務次官は、運輸省畑の人でありまして、運輸省の方だけのいわば天下りを扱っているのです。ですから公益法人含めた様々な団体に天下りをすると、この場合の玉突きをすると、その全体の設計図を書く、そういう立場で実際に行っていたということが、その一部ではあれ、その実態を再就職等監視委員会が認定をしたわけでありまして。

そういう意味では、本当に構造的に行われているというのが非常によく分かる事案でありました。処分もないという、一言で「注意してね」と言うだけなんです。それだけでいいんですかということなんですが、国交省はそれ以上何もありませんか。

○武藤国土交通省大臣官房長 委員御指摘のように懲戒処分につきましては、元次官は辞職をしたということでございまして、先ほども申しあげましたが、こういった内容について、職員及び元職員に対しまして、法律の違反、こういうケースだということについて、周知徹底を図ったということでございます。

○塩川議員 こんなんで本当に天下りの問題が解決するのかわざら得ません。再就職等監視委員長にお尋ねいたします。私、先ほど申しあげましたように、2

011年のこの委員会での質問を通じて、国交省は2回調査委員会を立ち上げているんですね。2回とも、調査をした結果、あっせん疑惑はなしと、シロという調査結果を出したわけであります。再就職等監視委員会は、今回この前事務次官の違法行為を認定したわけですが、この監視委員会の再調査において、何か新しい事実を明らかにして、それをもってこの違法行為を認定したのか、それとも国交省がこの間明らかにした、私なども質問したりした、そういう事実が、国交省の方はシロとしたわけですがけれども、実際にはシロじゃなくてクロだったということなのか、その点について、お答えいただけますか。

○羽柴委員長 お答えをいたします。私どもの委員会は、独自に調査をいたしました。その結果、御指摘のような、国交省の委員会の認定より、より詳しい突っ込んだ認定はいたしましたけれども、基本的な事実関係はそれほど変わってはおりません。それにもかかわらず結論が違ったのはどうしてかと言え、それはやはり、ある事実に対して法的な評価をする、国公法違反があったかどうかはこれは法的な評価の問題ですから、法的な評価の点で私どもの委員会は、国交省の委員会とは異なる評価をしたということが、結論が異なった理由であります。

○塩川議員 つまり、2011年当時の国交省の調査でも、曇りない目で見ればクロだということが分かったということだと思います。事務次官に昇進するどころか、元々審議官が事務次官になったわけですから、審議官のときに行っていた行為ですから、昇進どころかその時点で懲戒処分じゃないでしょうか。ところが国交省は、身内の判定を行ったために、事務方のトップが国公法違反者だったという前代未聞の不祥事になったわけであります。

この前事務次官は違法認定に際して、「心外な判断だ。私の発言は法律が規制しているケースに当たらない。」とか、「法律に抵触しないように業務に当たっていたつもりであり、監視委員会の判断は心外だ。」と、このようにマスコミへの報道へのコメントを出しており、全く反省もないわけであります。

こういった事務次官当時も国交省のあっせん違反行為を繰り返した可能性が否定できないわけで、疑惑があっても監視委員会で認定する前に退職してしまえば、何の処分もないというのでは、抑止力も働かないんじゃないのかと思いますよ。

官房長官にお尋ねいたしますが、こういった退職した後に不祥事が発覚した際に、過去に退職金の返還を可能とするような法改正なども行われたのですけれども、こういった前国交事務次官の違法行為について、安倍内閣としてこういう違法行為を行ったトップ官僚をそのまま見逃すようなことを行うのか、この点について何らか

の対応が求められるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○菅官房長官 申し付けをいただいています国土交通省の元職員のこの再就職のあっせんについては、先ほど再就職等監視委員会の委員長の御発言もありましたけれども、その調査によって国家公務員法に定める再就職規制あっせん違反行為として、認定をされたわけでありまして。政府としては、こうした事案を受けて、再就職等監視委員会において談話を発表し、各府省の大臣に対し、所属職員に再就職規制を再認識するなど、制度の周知徹底というものを命じたところであります。今後とも、この再就職等監視委員会による監視のもと、不適切な行為を厳格に規制していくことで、再就職あっせん等を根絶し、再就職に関する国民の疑念を払拭していくことに務めていきたいと考えます。

○塩川議員 トップ官僚があっせん行為違反をしても、何もないまま今日まで来ているということは、私はあっせん行為違反の実効性が問われているのではないのか。もう一つ、あっせん行為違反の認定に重大な問題があるという点で、私が指摘をした天下りの事件というのは、あっせん規制違反については、海技振興センターの事案と日本民営鉄道事案の二つがありました。そのほかに、日本水先人会連合会の事案もあったわけで、それについては違反行為は認められなかったとしているわけですが、監視委員会委員長にお尋ねいたしますが、これはシロということだったのでしょうか。グレーなのでしょうか。

○羽柴委員長 お答えをいたします。御指摘の日本水先人会連合会事案ではありますが、私ども、規制違反があるのではないかとということで調査をいたしました。最終的には、おっしゃるとおり、規制違反とは認定しておりません。詳しいことはなかなかここで申し上げることはできないこととございますけれども、違反があるのではないかという疑いは率直に言って残りましたけれども、最終的に規制違反があると断定するには至らなかった。その理由、様々な点がございまして、例えば、証拠の中でですね、関係者の会話がでてまいります、いわゆる伝聞証拠であったということがございます。お分かりのとおり、伝聞証拠というのは、やはりある程度、証明力が劣るものという風に考えられます。そういった諸々の問題点がございまして、最終的に、総合的には規制違反ありという認定には至らなかったということとあります。

○塩川議員 つまり、海技振興センターと日本民営鉄道協会の件は、録音のデータが

あったのですよね。それに対してこの日本水先人会連合会は、伝聞証拠とおっしゃったと、その違いというのが、結果として、一方はクロで一方はクロにならないと、疑いがあるという、グレーになったわけであります。私、これを見て、あっせん行為違反を認定するのは、なかなか難しいのじゃないのかなと、率直に思うのですけど、監視委員会委員長としていかがですか。

○羽柴委員長 私の今の立場からすると、「はい。難しいです。」ということを上げるわけにはいきませんので、一生懸命やっております。

○塩川議員 つまり私は、こういった天下りを根絶するといった立場であれば、そもそも元々事前規制だったものを事後規制にし、天下りの原則禁止からあっせんの禁止の規制と変えてきた経緯があります。官房長官、最後にお尋ねしますが、あっせん規制の認定が難しいということを考えても、私、天下りの根絶ということを考えるのであれば、国公法の改正ということであれば、この天下りの原則禁止の復活、禁止規定を強化する、こういう方向こそ必要なのではないかと思うのですが、官房長官のお考えをお聞かせください。

○菅官房長官 色んな経緯があって現行の行為規制へと転換したところであります。この行為規制の監視体制として再就職等監視委員会が立ち上がり、そして国会同意人事を得て、委員会による監視体制のもとに、現行の再就職等規制を厳格に運用していくことで、この天下りを根絶してまいりたいと思います。

(以上)